

〔 年分 〕

## ⑧間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

氏名 \_\_\_\_\_

外国法人の名称		1	他の外国法人の名称		4
本店務又所の主たる在る	国名又は地域名	2	本店務又所の主たる在る	国名又は地域名	5
	所在地	3		所在地	6
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 の 明 細					
配当日の属する年		7	年	前二年内の各年分のうち最も古いもの	8
外国法人が他の外国法人から剰余金の配当等を受けた日	外国法人が他の外国法人から剰余金の配当等の額	請求権勘案直接保有株式等の保有割合	(9) × (10)	(11)のうち特例適用配当等の額	間接配当等 (11) - (12)
	9	10	11	12	13
合計	/				
年分	他の外国法人に係る課税対象金額等	間接保有割合	(14) × (15)	(16)のうち特例適用配当等の額	(16) - (17)
	14	15	16	17	18
年分 (2年前)					
年分 (前年)					
計	/				
本年分	/				
合計	/				
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 (13)の合計と(18)の合計のうち少ない金額)					19

## 間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の5第2項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の23第3項各号（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。
- 3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」は、措法令第25条の23第4項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載します。
- 4 「(11)のうち特例適用配当等の額12」は、措法第40条の5第2項第1号に規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 5 「間接保有割合15」は、措法令第25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合を記載します。
- 6 「(16)のうち特例適用配当等の額17」は、措法第40条の5第2項第2号ロに規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 7 居住者が措法第40条の8第1項又は第2項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。